

令和7年度 大田区子ども家庭相談員（心理士）採用選考（公募）案内

1 応募受付期間

随時募集（ただし、採用者が決まり次第募集を締め切ります）

※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	(1) 子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みへの相談対応(電話対応、窓口対応)。 (2) 子ども家庭支援センターが実施する子育てひろばにおける子育ての不安や悩みへの相談対応。 (3) (1) と (2) に掲げる業務に付帯する業務にすること。

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	①令和8年4月1日から令和8年9月30日まで ②令和8年4月1日から令和8年10月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考は行いません。
勤務場所	【任用期間①】 <ul style="list-style-type: none">大田区子ども家庭支援センター（キッズな大森）の子育てひろば <p>【任用期間②】<ul style="list-style-type: none">大田区子ども家庭支援センター（キッズな蒲田）の子育てひろば上記、①・②のどちらか。※敷地内は禁煙です。</p>
勤務時間等	・1日7時間45分・週4日（週31時間） ・原則、9時30分から18時15分まで（休憩時間60分） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、日曜日と月曜日から土曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週3日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③ 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	【任用期間①】 <ul style="list-style-type: none">慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。

	<p>【任用期間②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 <p>※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。</p>
報酬額	<p>月額 251,136円</p> <p>※令和8年3月31日時点で当該職としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、255,552円</p>

諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。

注) 記載されている報酬額等については、令和8年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

次の（1）と（2）の2つの要件を満たす者とする。

（1）次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する方

- （ア）臨床心理士若しくは公認心理師の資格を有し又は資格取得見込みであり、子育てに関する相談業務の経験がある方。（学校心理士、認定心理士等は不可）
 （イ）心理学に関する修士以上の学位を有し又は学位取得見込みであり、子育てに関する相談業務の経験がある方。

（2）地方公務員法第16条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの

以外) は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

(1) 選考方法

採用選考は、以下のとおり作文及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

作文	<p>【課題】 「子ども家庭支援センターにおける子ども家庭相談員の役割及び取り組むべきことを述べてください。」</p> <p>【文字数】 ・800字以上～1,000字以内(自筆、ワープロの指定はありません。)</p> <p>※自筆で作成する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・A4判400字詰め原稿用紙(横書き)・黒のペンまたはボールペン(消えるペンは不可)を使用してください。
面接	<p>【面接日】書類選考後、隨時ご連絡いたします。</p> <p>【場所】大田区子ども家庭支援センター(キッズな大森)予定</p> <p>※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。</p>

(2) 判定基準

作文及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【作文】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。
協調性	業務の目的を的確に捉え、周りの職員と協力して職務に当たることができるかどうか。

6 合格者の発表方法

面接選考実施後に、郵送にて通知します。

7 申込み方法

(1) 提出書類

申込書	<ul style="list-style-type: none">申込書は、大田区ホームページに掲載の指定様式を使用してください。記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 (写真の裏に必ず記名をしてください。)
作文	<ul style="list-style-type: none">様式については、区ホームページからダウンロードできます。「5 選考方法等」の(1)選考方法に記載されている課題の作文を提出してください。
資格	受験資格に該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

(2) 提出方法

提出方法	<p>【郵送の場合】 <u>封筒の表面に「子ども家庭相談員（心理士）受験申込」と朱書し、申込先へ簡易書留により郵送</u>してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。</p> <p>【持参の場合】 下記の申込先へ業務時間内に直接持参してください。 平日：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）</p>
申込期間	随時募集（ただし、採用者が決まり次第募集を締め切ります）
申込先	〒143-0016 東京都大田区大森北四丁目16番5号 大田区子ども家庭支援センター 地域子育て推進係 採用担当

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。